

テレビ電話等を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

(国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔服薬指導事業 国家戦略特区特別区域法第20条の5
平成28年9月1日施行)

特例措置前

○調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合については、薬剤師による服薬指導を対面で行わなければならない。

(規制の根拠)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第9条の3

ニーズ

○テレビ電話等を使用した医師による遠隔診療については、一定の要件の下実施が可能であるが、薬剤師による服薬指導については対面が原則であるために、診療から服薬指導までの一貫した遠隔医療を受けることができないため、服薬指導についても遠隔で受けられるようにしてもらいたい。

特例措置

○以下の共通要件と厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第31条第1号又は第2号要件を満たした場合、テレビ電話等を活用した遠隔での服薬指導が特区で可能に。

<共通要件>

- ①オンライン診療を受けていること。
- ②鮮明な画像と明瞭な音声を送受信するテレビ電話等により実施すること。

<省令第31条第1号要件:過疎地等での実施>

- ①利用者の居住する地域に薬局及び薬剤師が少ないこと。
- ②薬局と利用者の居宅が相当程度離れている又は通常の公共交通機関の利用が困難であること。

<省令第31条第2号要件:都市部も含む実施>

- ①利用者又は薬局の事情により対面での服薬指導が困難であること。
- ②薬剤師による対面での服薬指導をあらかじめ実施していること。
- ③服薬指導計画を策定しその計画に従って服薬指導を実施すること。

事業を実施する薬局は、特区内の都道府県知事(保健所設置市・特別区の場合は同市区長)による登録を受ける。

登録を受けた薬局は、同一の特定区域の患者に遠隔服薬指導を行うことが可能。

効果

○診療から服薬指導まで一貫したオンライン医療の対応が可能となることにより、患者の利便性が向上し、円滑な診療や服薬が可能となる。